

●香川県選挙管理委員会告示第105号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第16条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第7条の規定により、点字による投票の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成26年12月2日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査 投 票	第 二 十 三 回
香 川 県 選 挙 管 理 委 員 会 印	

- 備考 1 薄い桃色の用紙に黒色のインクで印刷する。
2 右上部に「こくしん」と点字で表示する。